

平成26年鞍手町議会第4回定例会会議録（第4号）						
平成26年 6月17日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成26年 6月17日 午後1時00分					川野高實
	閉 会 開 議					議 長
	平成26年 6月17日 午後1時19分					川野高實
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 1人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 員	1	熊井照明		2	須山由紀生	

職 務	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務局 局長補佐	武谷朋視	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部哲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	鯨坂健二	出欠	上下水道 課長	原敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	長友浩一	出欠
				福祉人権課 福祉高齢者班 班長	守田純子	出欠
				福祉人権課 児童人権班 班長	中岡博幸	出欠
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成26年第4回鞍手町議会定例会議事日程

6月17日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第50号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第51号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第40号 過疎地域自立促進計画の変更
(総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第41号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第42号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第6 議案第43号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第7 議案第44号 鞍手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第8 議案第45号 地方独立行政法人くらて病院の重要な財産に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第46号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
(総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第47号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第48号 平成26年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第49号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成26年度固定資産税の課税免除
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 閉会中の継続事件

平成26年6月17日（第4日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

まず、町長より提出されております、議案第49号 算定の基礎資料の訂正をお手元に配布しておりますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第50号及び日程第2 議案第51号の2件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第50号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）。

本委員会は、6月11日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第51号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

本委員会は、6月11日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第50号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第51号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第50号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第51号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第50号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第50号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第51号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第3 議案第40号から日程第12 議案第49号までの10件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。
原総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第40号 過疎地域自立促進計画の変更。

議案第41号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例。

議案第42号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議案第43号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例。

議案第44号 鞍手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例。

議案第45号 地方独立行政法人くらて病院の重要な財産に関する条例の一部を改正する条例。

議案第46号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）。

議案第47号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

議案第48号 平成26年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）。

議案第49号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成26年度固定資産税の課税免除。

本委員会は、6月11日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第40号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第41号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第42号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第43号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第44号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第45号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第46号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第47号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第48号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第49号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第40号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第41号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第42号について討論はありませんか。

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

議案第42号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例において、非常勤の参与を設置することについて、要綱をもって定めることに反対の立場から討論を行います。

対外的にも、臨時職員ではなく、参与という格付けは必要だと考えます。

しかし、要綱は行政機関内部における内規であって法規としての性質をもたないものであり、内部基準であり柔軟に対応でき、変更も容易であり、議会の議決の必要もありません。

権利を制限し義務を課すという場合には、自治体の法律である条例で制定すべきと考えます。

以上のことから、参与設置について要綱を定めることに、反対いたします。

○議長 川野 高實君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第43号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第44号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第45号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第46号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第47号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第48号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第49号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第40号 過疎地域自立促進計画の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号 鞍手町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号 鞍手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号 地方独立行政法人くらて病院の重要な財産に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号 平成26年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成26年度固定資産税の課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第13 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から、目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成26年第4回定例会を閉会します。

閉会 13時19分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川 野 高 實

議員 熊 井 照 明

議員 須 山 由 紀 生